

2013年10月23日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

扶桑町長 江 戸 満

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書についての回答について

見出しの件について、下記のとおり回答します。

記

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答 健康福祉部長】

住民の福祉の増進を図ることを基本にして、限られた財源の中で社会保障施策の充実に向け総合的かつ計画的に実施してまいります。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答 健康福祉部長】

国の施策、法令等は遵守しなければならない立場であり制約されることもあるかと思いますが、住民の福祉の増進に努めたいと考えております。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答 稅務課長】

町税の滞納者への徴収は他の納税者との公平性を確保するためにも必要なことであり、重要な課題であると認識しております。滞納額の大きいものや徴収が困難と思われるものについては、滞納整理機構へ引継ぎ、滞納整理を進めております。職員の機構への派遣は、徴収に関する知識や技術の向上を図るためにも、意義は大きいと判断しております。また、滞納整理にあたっては、滞納者と面談をして可能な限り生活状況の把握に努めており、地方税法第15条の規定の適用や減免等についても適正に行っております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

【回答 福祉児童課長】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

違法行為は致しておりません。県のケースワーカーとともに適切に対応しております。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】

適切に対応しております。しおりの作成は考えておりません。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】

法に従い、適切に事務を進めたいと思っております。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【回答】

職員の増員は困難ですが、研修には出席しております。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

配置していません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

法に従い、適切に事務を進めたいと思っております。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について【回答 介護健康課長】

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

一般会計からの任意の繰り入れは現在のところ考えておりません。国庫、県費等の歳入見込と給付等の歳出見込により保険料必要額を算出しますが、少しでも保険料を抑えるため介護給費準備基金のほぼ全額に近い額を取り崩す形で保険料の設定をしています。

また、平成21年度から保険料負担段階は第9段階で設定しており、平成24年度からはさらに細分化し10段階としております。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めています。

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

【回答】

要介護、要支援とならないよう二次予防対象者の把握、転倒予防教室等の地域支援事業の充実に努めております。また、現在のところ介護予防・日常生活支援総合事業については、実施しておりませんが、今後については、国や県、近隣市町の情報を得ながら考えていきます。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やすしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

高齢者サービス住宅建築予定については、現在のところ聞いておりません。平成24年4月1日に小規模特別養護老人ホームが開設されました。また、第6期計画で介護老人保健施設の増床の計画があります。低所得者等の入所確保のための助成制度は現在考えておりません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

中学校区毎の設置は現在考えておりません。委託費については、地域事情、事業量等を踏まえ適宜検討したいと考えます。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

平成24年度から平成26年度における介護従事者処遇改善加算が創設され、県関係機関の指導協力の基に、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導等してまいります。

(2)高齢者福祉施策の充実について【回答 介護健康課長】

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

買い物などの多様な生活支援については、特定(虚弱)高齢者において、介護保険要支援対象者に準じ、ホームヘルプ事業により対応しております。

★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】

巡回バスは実施しておりませんが、80歳以上の方及び40~79歳の介護認定者を対象に、年36枚のタクシーチケットを交付しています。(80歳以上の方で介護認定者には、さらに24枚追加の交付もしています。)

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

閉じこもり予防のために町単独事業の「宅老事業」や「デイサービス事業」の利用などへ繋

ぎ、高齢者の自立を図っていくよう努めています。また、地域主体の事業として開設される場合は、社会福祉協議会の宅老担当者を概ね1年間派遣し、定着するよう支援をしていきますので、助成制度は考えておりません。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

高齢者の視点に立ち、安心して暮らすことのできる住環境や居住水準の向上は必要ですが、高齢者住宅を公営で整備することは、財政上困難です。持ち家の高齢者の方で介護認定者、特定高齢者には住宅改修費支給、住宅改善事業費助成事業があり、住み慣れた住まいのなかで住環境が向上するよう対応につとめています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスは、月曜日から土曜日の週6回(夕食)実施しており、盆休み、年末年始も実施しています。配達時には、高齢者の見守りのため声かけ等おこなっています。助成や自己負担額引き下げは考えていません。また、社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象にボランティアによる会食、配食サービスも実施しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しています。高額介護サービス費については、現在実施しておりませんので研究します。

★(3)障がい者控除の認定について【回答 介護健康課長】

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

支援2、介護度1～3を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけ、さらに個別に意見書、調査票から判断し、対象者を認定しております。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

該当者に個別に「障害者認定書」を送付しております。

3. 福祉医療制度について【回答 住民課長】

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現行の制度を維持していきたいと考えています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

平成25年1月診療分から、中学生の入院外まで拡大しましたので、現行の制度を維持していきたいと考えています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

手帳1級又は2級所持者については、一般疾病も対象にした医療費助成を町で行っています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

税と社会保障一体改革の議論の中で、世代間の負担の在り方が議論されてきており、それを基本にします。福祉医療制度は現行制度を維持していきたいと考えています。

4. 高齢者医療などの充実について【回答 住民課長】

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】

個別に案内を送付しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

滞納者の方との納税相談の機会確保に努め、状況把握のうえ判断していきます。資格証明書の発行はしていません。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答 介護健康課長】

平成21年4月から産前7回を14回に拡大し、原則無料で受診できるようにしています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【回答 学校教育課長】

就修学援助制度については、国の基準に準じています。

申請の受付は、学校・町のどちらでも受け付けています。

民生委員の証明は、行っておりません。

PTA、生徒会費を対象にしました。

扶桑町ホームページでも案内しています。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答 学校教育課長】

学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担でお願いします。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答 学校教育課長】

放射性物質に心配のある食材については、納入業者より放射性物質検査結果を取り寄せ安全を確認しています。また、町独自で環境放射線モニタを使用し野菜類を毎日計測して安全を確認しています

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答 総務課長】

扶桑町の避難所は学習等供用施設、小学校及び中学校の体育館や保育園などを避難所として指定しております。避難所として使用する場合には間仕切りを行うなどして女性や高齢者にも配慮した避難所運営に心がけて参ります。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため必要な職員を増やしてください。

【回答 福祉児童課長】

職員の増員は困難かと思われます。

6. 国保の改善について【回答 住民課長】

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国保の都道府県単位化は、メリット・デメリットがあり、まだ県単位化の具体像が見えませんので、現段階での意見はありません。しかし、小規模自治体である当町としては、経済の低成長時代・少子高齢社会の進展による将来的な国保運営にあたっての財政面での懸念があります。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

一般会計からの繰入は、現状の水準を維持するよう努力します。減免制度は、制度の周知に努めまして、現行の制度で実施していきたいと考えています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

18歳未満の子どもについては、現状どおり均等割の対象とさせていただきます。一般会計は法定外の繰入を続けており、減免は考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】

現状の減免基準で実施していきたと考えています。生活扶助基準の見直しによる他制度への影響については、税制改正において対応するという情報がありますので、それを基に判断していきます。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現状の減免基準で実施していきましたと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

資格証明書の発行は行っていません。18歳年度末までの子どもについては、全員に保険証を交付しています。

- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

給付の制限は行っていません。

- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】

納税の相談をしていただき、納付計画に従って納付されている世帯には、正規の保険証を交付しています。短期保険証の有効期限は6カ月のものを発行しています。

- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

現年度分については、生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえなどは実施していません。また、無保険者の調査は困難です。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

昨年度から基準生活費の1.15倍以下の世帯を対象とした減免制度を設けており、当面現行基準により実施していきます。周知については、できる限り行っています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答 福祉児童課長】

障害者総合支援法に基づき、事務を進めております、よって課税世帯には応分のご負担をいただいております。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答 福祉児童課長】

余暇利用は可能です。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答 福祉児童課長】

通所・通学の利用は困難かと思われます。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答 福祉児童課長】

法に従い、適切に事務を進めたいと思っております。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答 介護健康課長】

介護保険制度上は障害者の利用料負担の軽減措置はないので、今後機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答 総務課長】

避難所につきましては、改修工事を行う折りに順次、バリアフリー化を行っているところであります。

福祉避難所につきましても、平成25年度中を目処に指定する方向で関係各所と調整しております。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【回答 福祉児童課長】

本件は、法改正されましたので、法に基づき進めてまいりたいと考えます。

8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【回答 住民課長】

特定健診は、委託している医師会管内の市町で、一部負担金1,000円に統一しています。対象者へは個別通知しています。

【回答 介護健康課長】

がん検診のうち女性特有のがん検診及び歯周疾患検診につきましては、節目年齢の方を対象に無料で検診を受けていただいております。また、対象者には、個別通知を行っております。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答 介護健康課長】

40歳未満の方で、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方については、特定健診に準じた「さわやか検診」を無料で実施しております。

9. 予防接種について【回答 介護健康課長】

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

国の検討状況及び近隣市町の動向等を踏まえ、研究していきたいと考えます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

75歳以上の方を対象に4,000円の助成を行っているところですが、生活保護世帯及び町民税非課税世帯については、全額助成を行っています。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

平成25年度につきましては、6月接種分より、5,000円を上限として半額の助成を行っているところですが、来年度以降につきましては、国の検討状況及び近隣市町の動向等を踏まえ、研究していきたいと考えます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

【回答 福祉児童課長】

意見書、要望書の提出は考えておりません。

②消費税増税を中止してください。

【回答 政策調整課長】

人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障は増大するばかりであり、その財源を安定的にどのようにして確保するかが課題であり財政の健全化と併せて消費税の見直しは必要あります。このことから、社会保障の機能を維持していくためにも、景気への影響を考慮しての消費税増税は必要と思っております。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

【回答 住民課長】

年金の引き下げについては、町議会から削減中止を求める意見書を採択し国に送付しております。少子高齢社会が進む中で、現役世代の負担軽減を図りつつ、将来にわたり持続可能な年金制度の確立が必要です。今後の税と社会保障一体改革の進展を見守りたいと考えています。社会保険庁の職員の処分については、その適否を判断する立場にありません。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70~74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

【回答 住民課長】

国保の都道府県運営は、補助金の在り方を含めた財政安定の構造的改善、また県及び市町村双方にメリットのある仕組み作りとなることを希望しています。医療費の窓口負担は、高齢化や増加する医療費に対し持続可能な保険制度が必要です。そういうたた社会保険全体の仕組みを考えて、より良い制度にしていく必要があります。後期高齢者制度は、平成20年から4年以上継続し、国民に認知されてきましたので、制度の利点を伸ばした運営が適正と考えます。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答 介護健康課長】

介護保険制度の財政運営における国の負担を充実するよう、また介護福祉従事者の待遇・人材育成・確保について、全国知事会、全国町村会において要望しているところです。

また、高齢者の自立した生活のための支援策の拡充、適切な介護報酬の設定を図るよう要望しております。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答 住民課長】

機会があれば、要望したいと考えています。

【回答 介護健康課長】

国の検討推移を見ながら機会を捉え国、県、に要望したいと考えております。

⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答 住民課長】

機会があれば、要望したいと考えています。

⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【回答 福祉児童課長】

意見書、要望書の提出は考えておりません。

⑨高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

【回答 介護健康課長】

国における任意予防接種定期化の検討推移を見ながら、機会をとらえて要望したいと考えます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について【回答 住民課長】

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

昨年来、愛知県から提起されていた制度の改革(縮小)については、反対の意見を述べております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

扶助費の伸び等を考慮し、当面は現行制度の維持を要望していきたいと考えています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

扶助費の伸び等を考慮し、当面は現行制度の維持を要望していきたいと考えています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

扶助費の伸び等を考慮し、当面は現行制度の維持を要望していきたいと考えています。

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

【回答 住民課長】

急激な少子高齢化が進む中、社会保障、医療制度の将来にわたる安定的な運営を考慮し県が判断したものであり、本町から意見書を提出することは考えておりません。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答 住民課長】

既に実現しております。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答 住民課長】

機会があれば、要望したいと考えています。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【回答 福祉児童課長】

意見書、要望書の提出は考えておりません。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【回答 福祉児童課長】

意見書、要望書の提出は考えておりません。

(3)医療提供体制の充実のために【回答 介護健康課長】

①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【回答】

近隣市町と連携し、協議していきたいと考えます。

②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

【回答】

広域的な問題としてとらえ、近隣市町と連携し、協議していきたいと考えます。

③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

【回答】

広域的な問題としてとらえ、近隣市町と連携し、協議していきたいと考えます。

④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

【回答】

広域的な問題としてとらえ、近隣市町と連携し、協議していきたいと考えます。

⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】

近隣市町と連携し、協議していきたいと考えます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書【回答 住民課長】

①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。

【回答】

広域連合の判断を尊重したいと考えています。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】

広域連合において創設するのではなく、全国一律の措置として法制化されるのが適切と考えます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】

発行していません。

④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

【回答】

機会があれば、要望したいと考えています。

⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】

広域連合の判断を尊重したいと考えています。

以上